

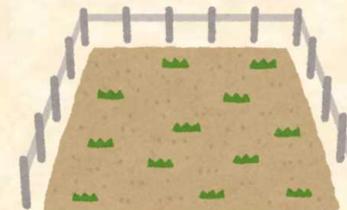
国有地(嘉手納飛行場周辺財産)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺に所在する国有地(嘉手納飛行場周辺財産)について、当該土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、個人、企業等に対しても一定の条件の下、有償での使用許可を行っています。

※ 騒音障害が新たに発生することを防止し、併せてその周辺における生活環境の改善に資するため。

【使用許可の前提条件】

- 居住の目的では利用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- 利用の方法としては、駐車場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- 利用の申し出があった場合には、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用許可期間は、原則として5年です。
(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、1度に限り使用許可の更新が可能。
更新後の使用期間満了後も引き続き使用要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)



【受付】

- 常時、申出を受け付けます。下記問合せ先に御連絡願います。

【公募の公告】

- 申出のあった土地について、使用が可能と判断される場合は公募を実施します。
- 一筆の募集物件に対し、応募者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。
- 詳しくは、【嘉手納飛行場周辺における国有地(防衛省所管)の使用を希望される方へ】(別紙)を参照願います。

【今後の予定】

- 当局としては、今後も個人・民間等に対する有償使用許可を進めてまいります。
次回公募については、適時、本ページにてお知らせいたします。

(参考) 嘉手納飛行場周辺財産位置図

問い合わせ先 〒904 - 0295
中頭郡嘉手納町字嘉手納290 - 9
防衛省 沖縄防衛局 管理部 施設管理課
TEL:098 - 921 - 8131(内441、444)

嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

沖縄防衛局 管理部 施設管理課

防衛省沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1)から(9)の要件を満たすこと。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。
- (3) 利用手続きの流れと注意点は付紙1のとおりです。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、沖縄防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）
- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場

合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- ④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合(原状回復が容易な利用に限る。)

その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」を参照してください。

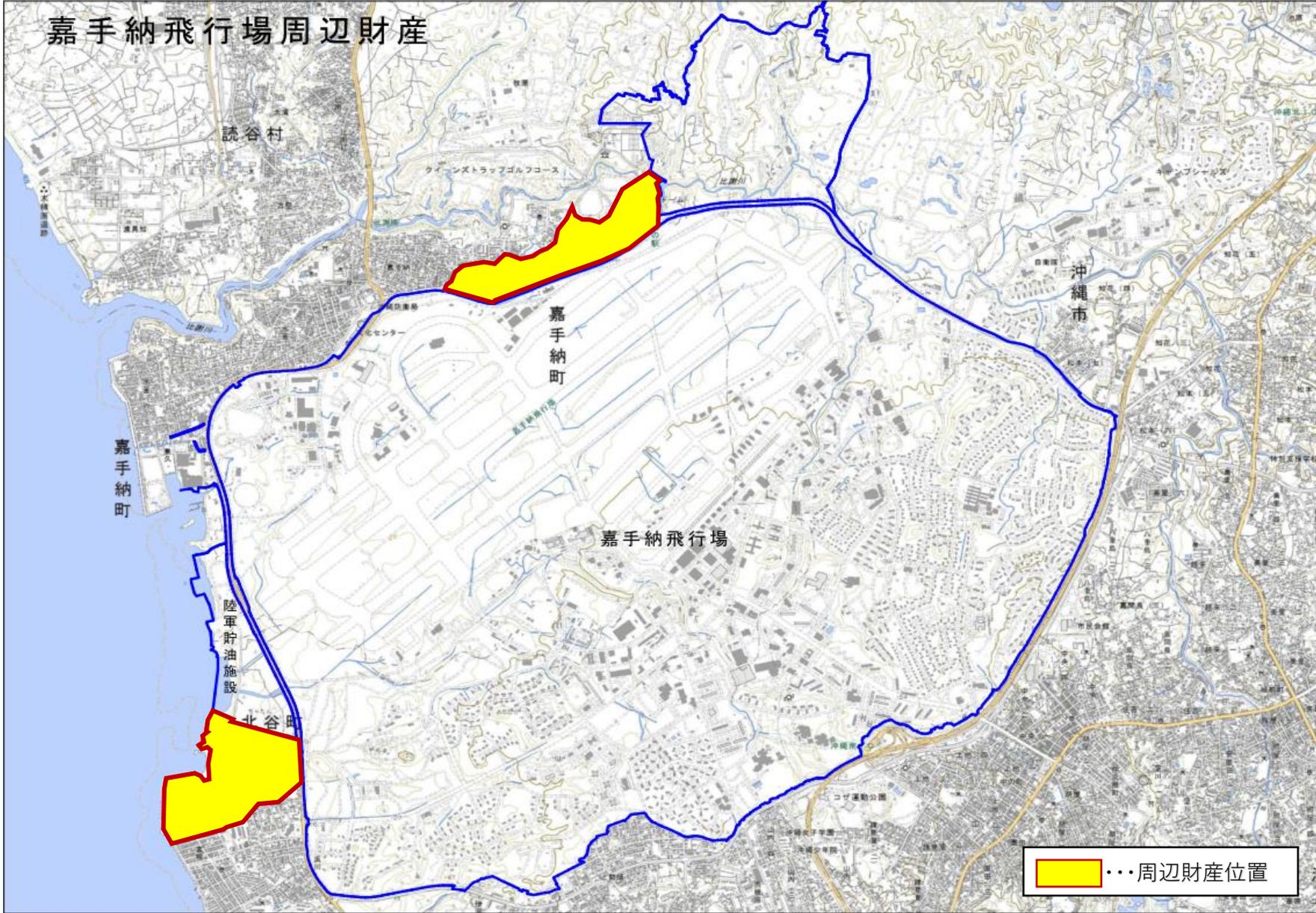
○ 問い合わせ先

沖縄防衛局 管理部 施設管理課 行財第1係

電話：098-921-8131(441, 444)

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9

嘉手納飛行場周辺財産位置図



利用手続きの流れと注意点

嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

沖縄防衛局

嘉手納飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。

国有地利用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きします。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。また、国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。

※**土地利用計画書（様式1）**を提出して下さい。

内容審査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公募公告

物件、面積、使用可能期間の提示

要望書の提出

・公募内容について、要望と合致した場合には**要望書（様式2）**、**誓約書（様式3-1）**及び**役員名簿（様式4）（変更の都度、随時提出）**を提出して下さい。（**土地利用計画書（様式1）**の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。）

・転貸する場合、**転借人にかかる誓約書（様式3-2）**及び**役員名簿（様式4）**も提出して下さい。

申請者の決定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は**国有財産使用許可申請書（様式5）**を提出して下さい。

警察への照会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。

財務省協議

・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。

・財務省協議の結果、使用許可できない場合もあります。

使用許可

・**国有財産使用許可書（様式6）**の発出後、別途送付する納入告知書により1年分（年度途中の場合は、日割計算）を前納していただきます。

・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、**国有財産の転貸許可申請書（様式7）**、**誓約書（様式3-2）**及び**役員名簿（様式4）**を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察へ照会の上、**国有財産の転貸許可書（様式8）**を発出します。

返還・更新 再公募

・使用許可を終了する場合は、**国有財産返還・原状回復届（様式9）**を提出して下さい。

・公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能のため、期間満了の2月前までに**国有財産使用許可申請書（様式5）**を提出して下さい。

・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、**土地利用計画書（様式1）**を提出いただき、再公募により利用者を決定します。

・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用、公共用としての利用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

※（様式1）、（様式2）、（様式4）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

国有財産使用許可書の内容

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名
所 在
区 分 (公募する周辺財産の内容を記載します。)
数 量
使用部分 別図のとおり

(2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料)

第4条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状変更をしようとするとき

(2) 使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 地上〇〇mの高さを超える建物、工作物又は仮設物

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
 - 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

- 第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された期間が満了するときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可した期間が満了

したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。